

平 18. 6. 2
総 4 6 - 1
基 礎 小 55-1

資 料

(法人課税関係)

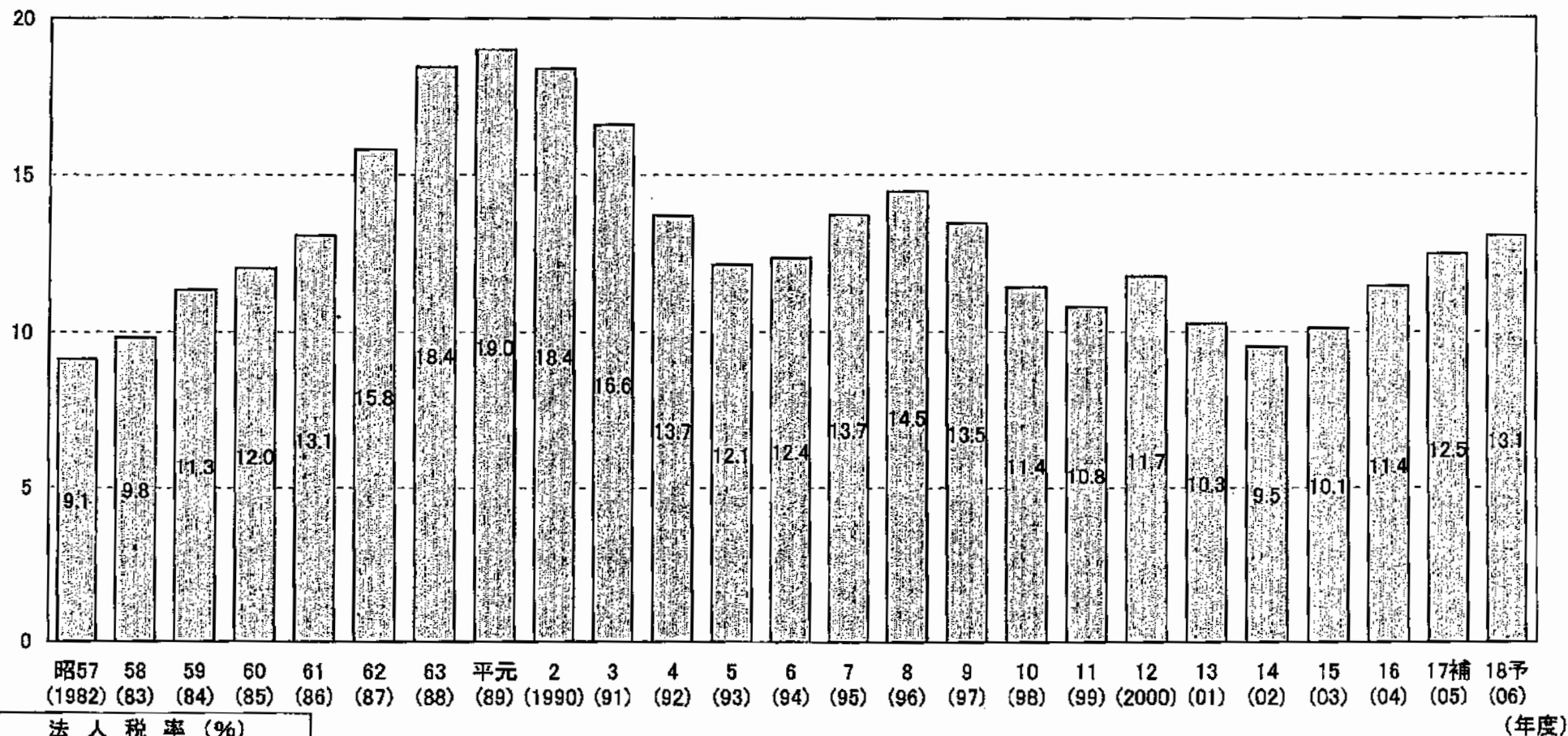
目 次

・ 法人税収の推移	1
・ 経常利益の推移	2
・ 税引前当期純利益の推移	3
・ 欠損法人割合の推移	4
・ 欠損法人割合の推移（昭和 26 年以降）	5
・ 所得金額と繰越欠損金額の推移	6
・ 法人税率の推移	7
・ 主要国の法人税率（基本税率）の推移	8
・ 法人税率の国際比較	9
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	10
・ アジア主要都市の投資関連コストの比較	11
・ 法人税と社会保険料の負担の国際比較	14
・ 法人所得課税及び保険料に係る企業負担の日米比較	15
・ 法人税の課税対象となる法人数	16
・ 米国の連邦法人税収の推移（1990 年代以降の推移）	17
・ 平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）（法人税率）	18
・ 減価償却制度の意義及び概要	19
・ 減価償却の方法	20
・ 主要国の減価償却方法の概要	21
・ 機械・装置の使用年数	22

・ 平成 18 年度税制改正大綱（抄）（減価償却制度）	23
・ 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	24
・ 企業関係租税特別措置による減収額（10,880 億円）の内訳（平成 18 年度ベース）	25
・ 平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）（租税特別措置等の整理合理化）	26
・ 近年の主な法人税制改正の動向	27
・ 公益法人制度改革のポイント	28
・ 公益社団法人等に関する課税及び寄附金税制の基本的枠組み（イメージ）	29
・ 新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（概要）	30
・ 公益活動等に対する寄附金に関する税制（国税）の概要（現行）	31
・ 認定 N P O 法人制度の概要（現行）	32
・ 認定 N P O 法人の制度の改正の経緯	33
・ 認定 N P O 法人制度に関する 18 年度改正のポイント	34
・ 平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）（公益法人）	35

法人税収の推移

(兆円)



法人税率 (%)

42.0 → 43.3 → 42.0 → 40.0 37.5 → 34.5 30.0 →

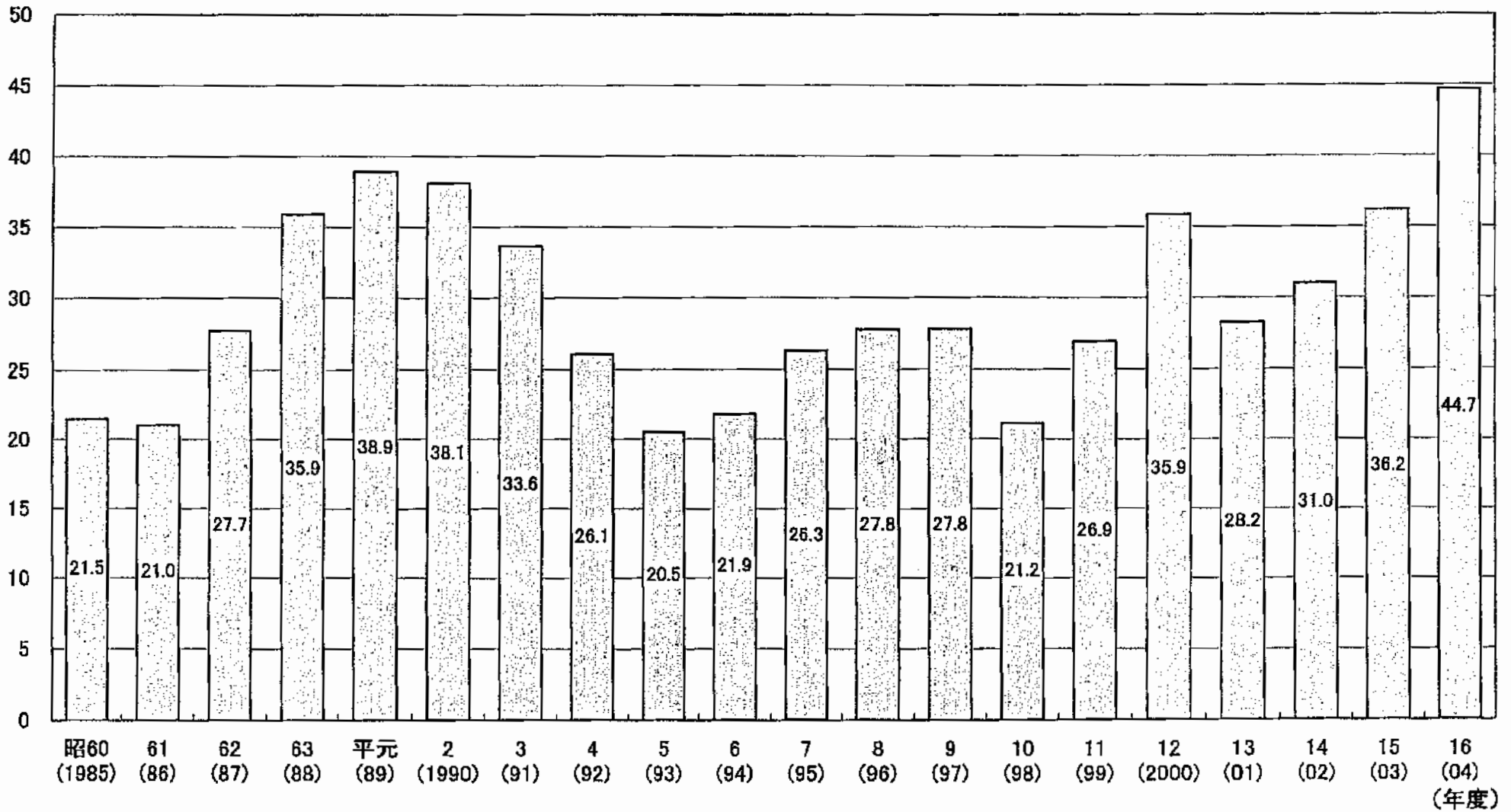
一般会計税収に占める割合 (%)

29.9 30.4 32.5 31.5 31.3 33.8 36.3 34.6 30.6 27.7 25.2 22.4 24.2 26.4 27.8 25.0 23.1 22.9 23.2 21.4 21.7 23.4 25.1 26.5 28.5

(注) 16年度までは決算額、17年度は補正後予算額、18年度は予算額による。

経常利益の推移

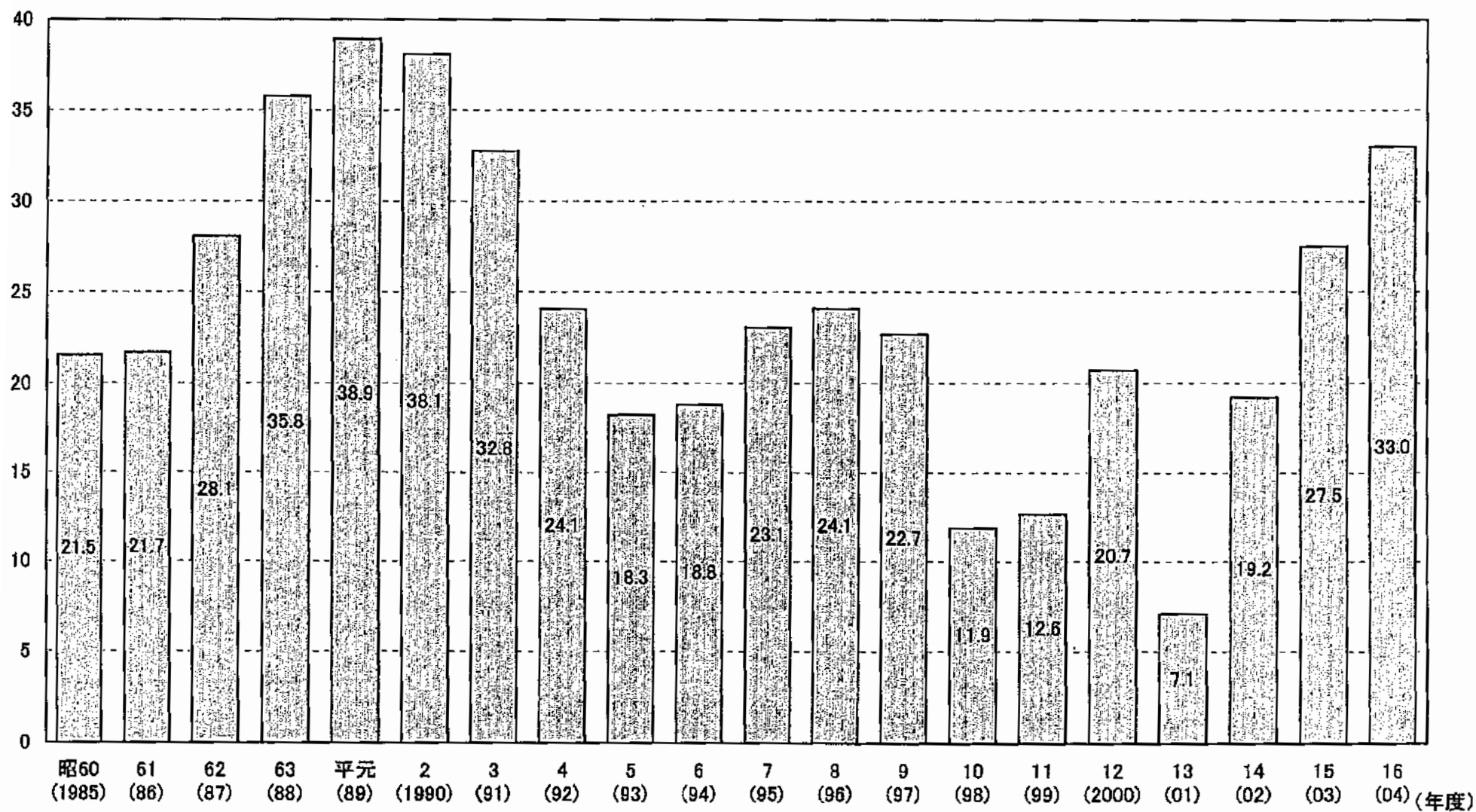
(兆円)



(出所) 法人企業統計調査 (財務省)

税引前当期純利益の推移

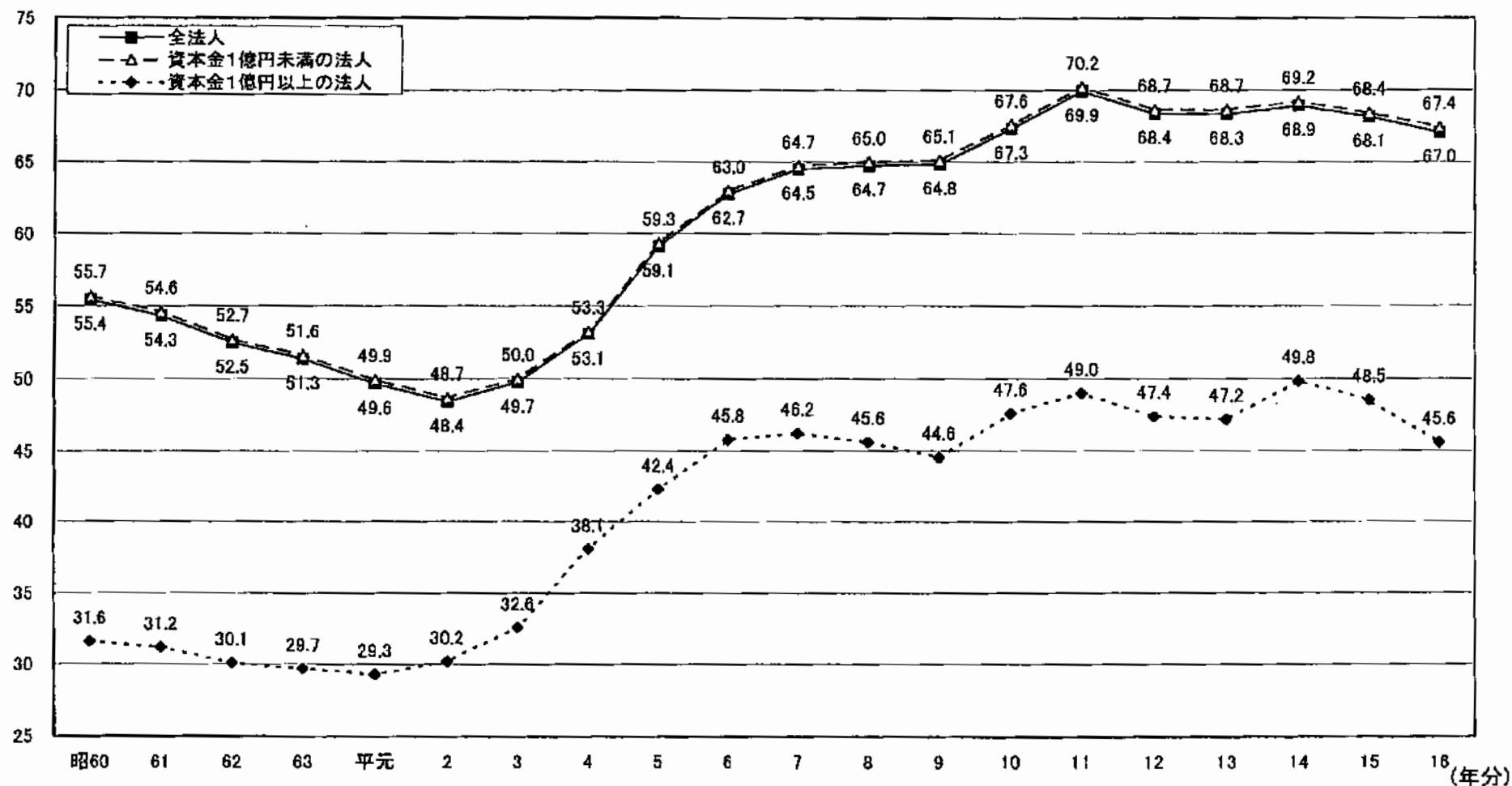
(兆円)



(出所) 法人企業統計調査 (財務省)

欠損法人割合の推移

(%)



欠損法人数(千社)	920	924	935	951	974	1,008	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689	1,767	1,734	1,742	1,757	1,737	1,722
全法人数(千社)	1,660	1,702	1,783	1,852	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,466	2,509	2,527	2,537	2,549	2,550	2,551	2,589

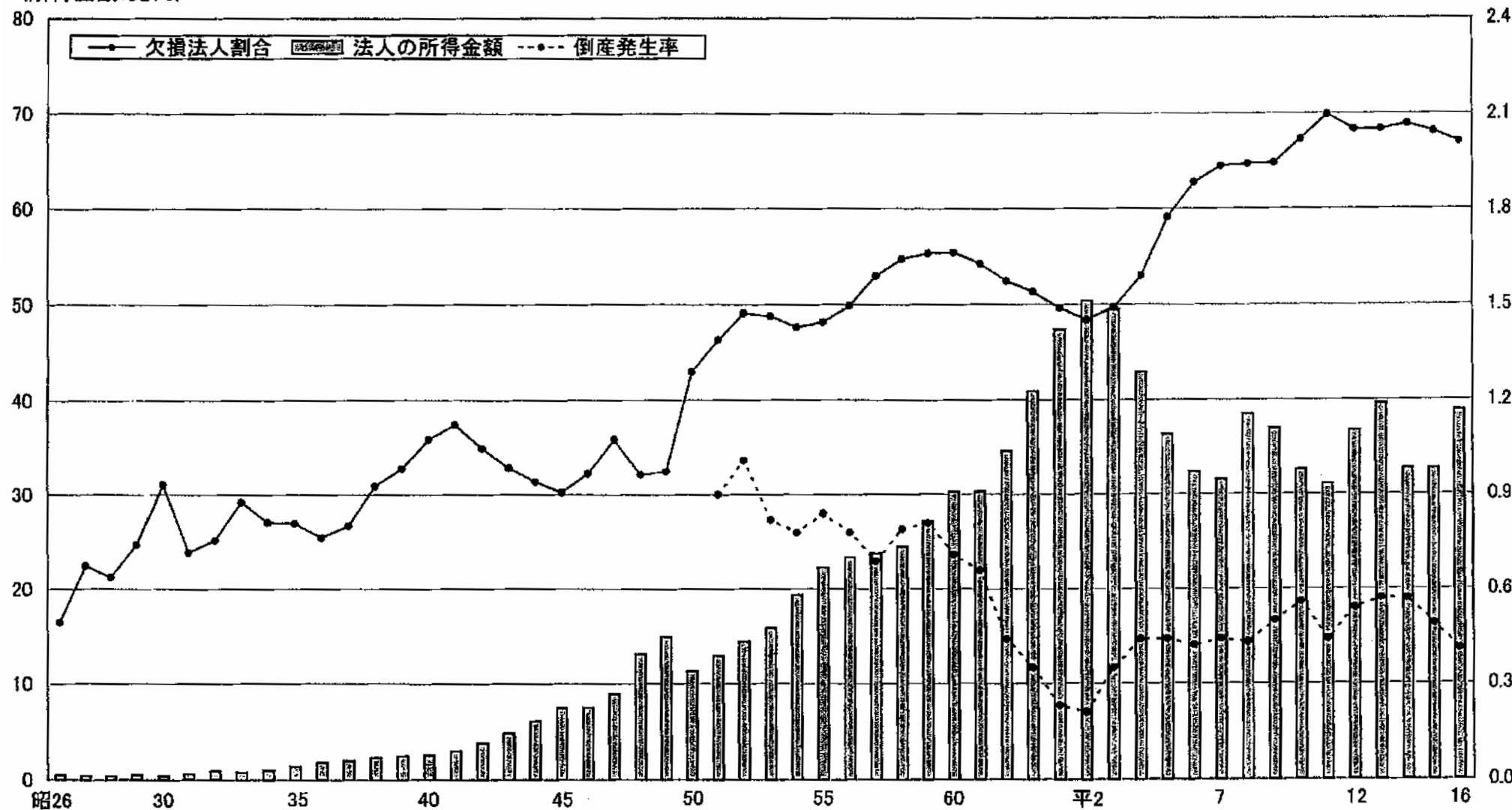
- (注) 1. 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」による。
 2. 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 3. 平成15年分及び平成16年分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。

(欠損法人割合: %)

(所得金額: 兆円)

欠損法人割合の推移(昭和26年以降)

(倒産発生率: %)

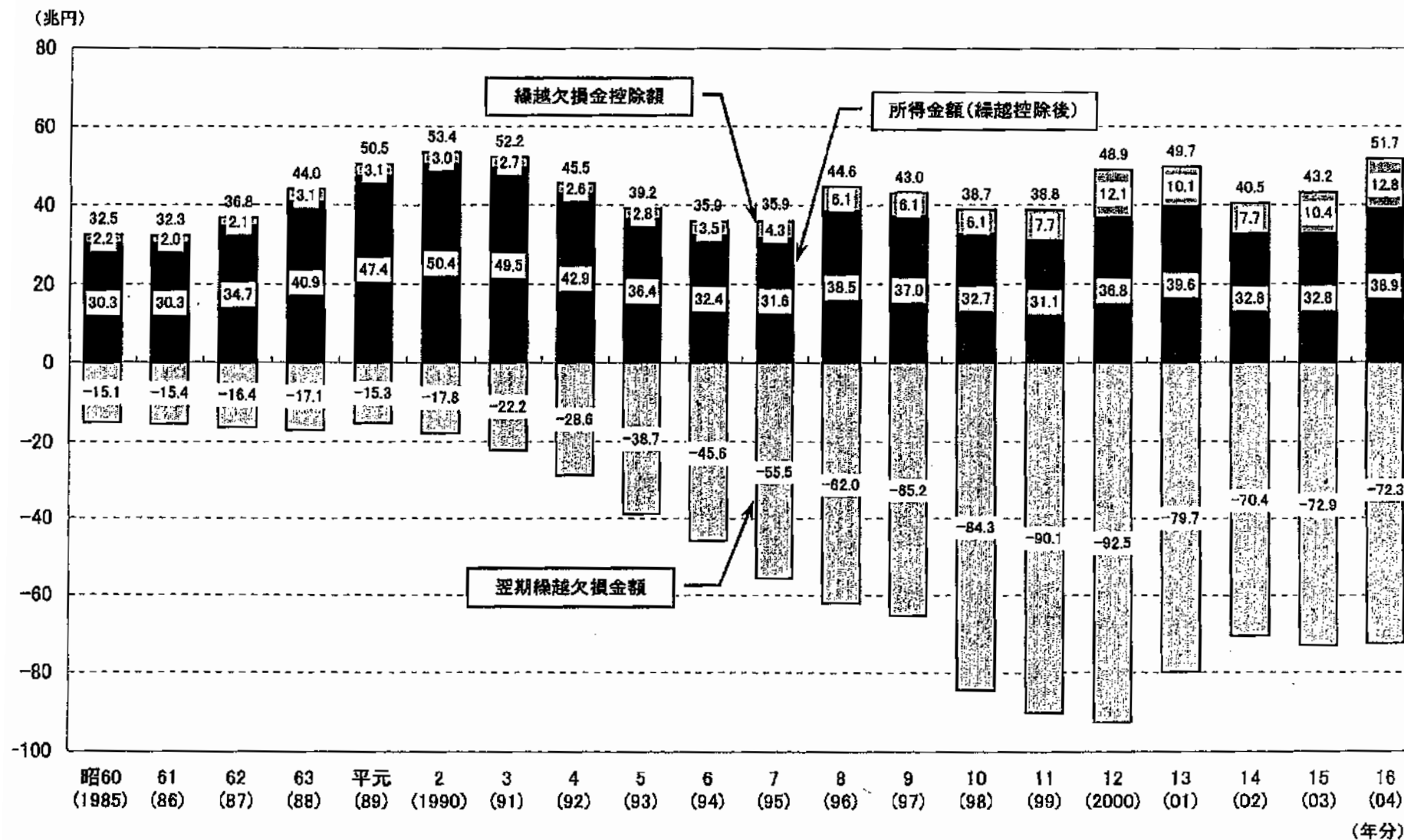


(注) 1. 欠損法人割合及び所得金額については、国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」による。

2. 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

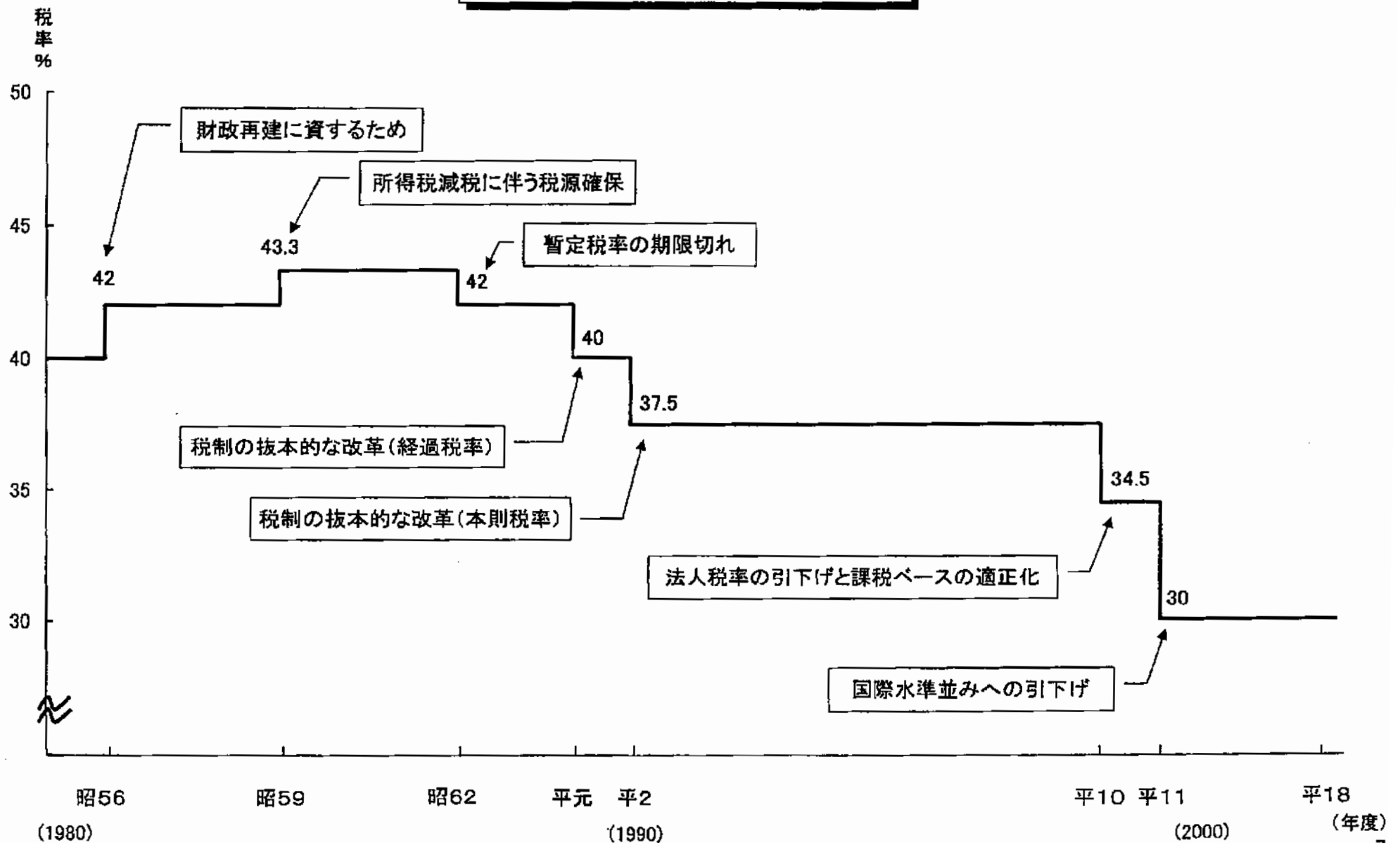
3. 倒産発生率(東京商工リサーチ) = 普通法人倒産数(東京商工リサーチ) / 普通法人数(国税庁「国税庁統計年報書」)

所得金額と繰越欠損金額の推移

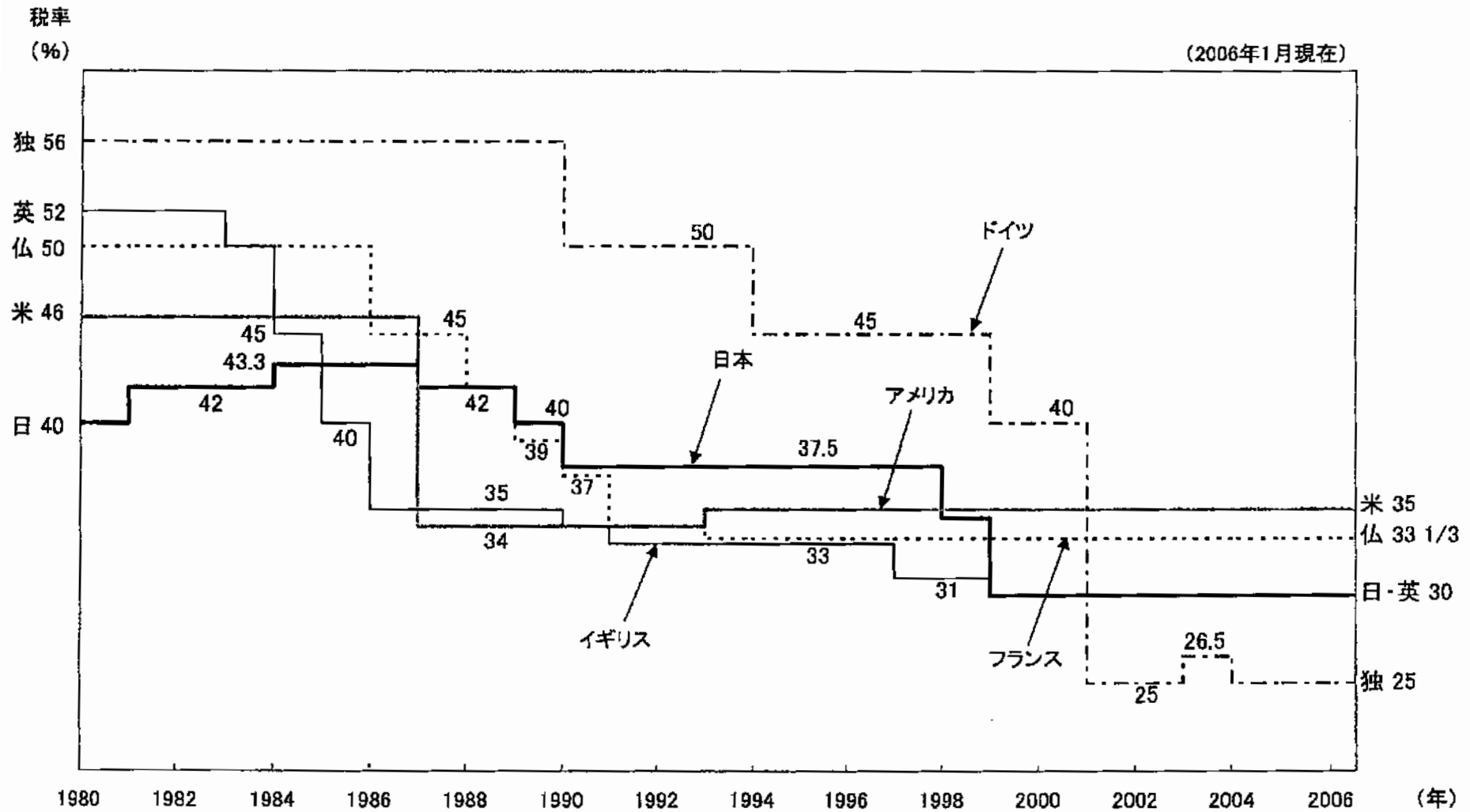


(備考) 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象としている。
 (出所) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」

法人税率の推移



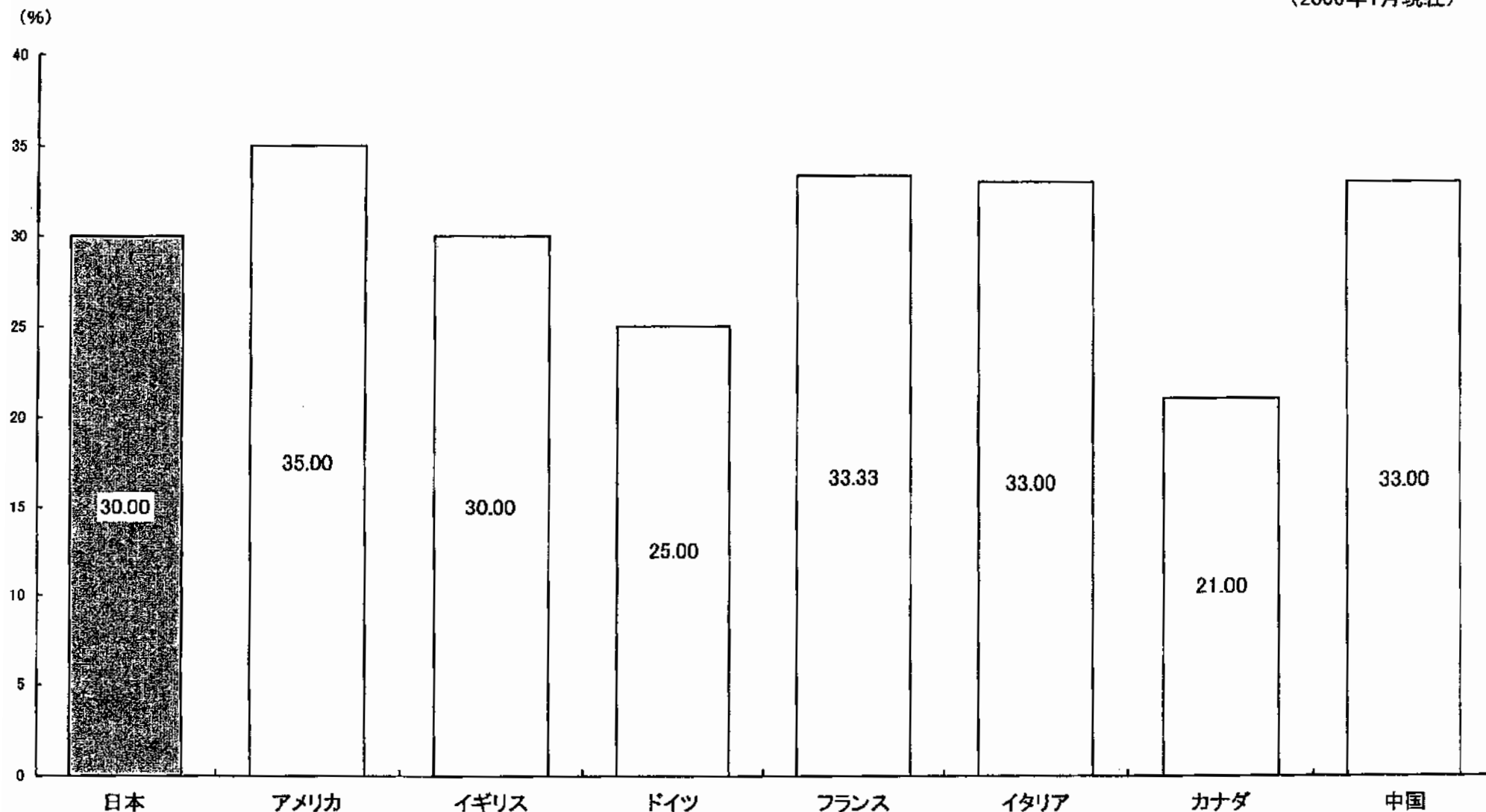
主要国の法人税率(基本税率)の推移(未定稿)



(注) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。

法人税率の国際比較(未定稿)

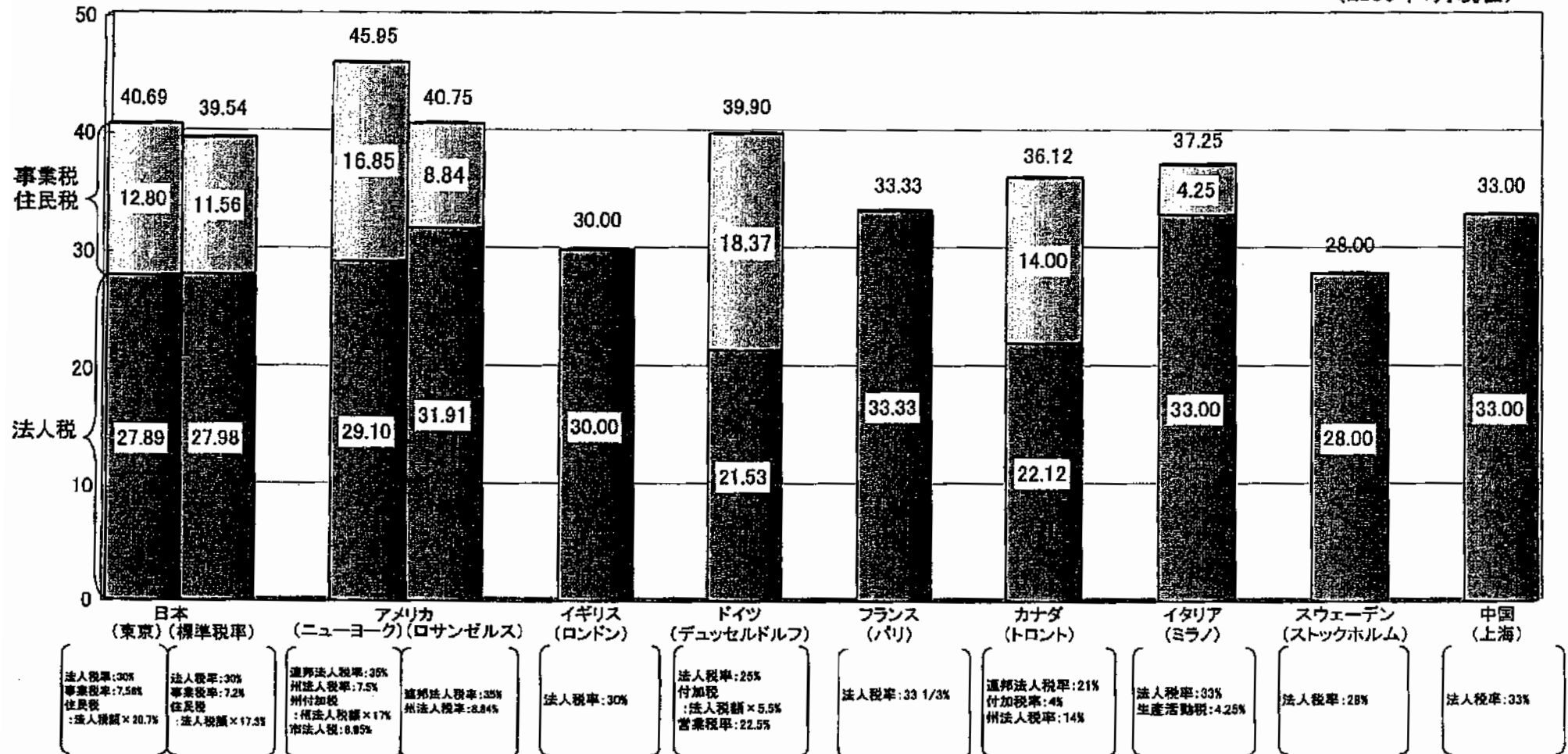
(2006年1月現在)



- (注) 1. ドイツについては、別途付加税(法人税額の5.5%)が課され、これを含めると税率は26.375%となる。なお、法人税は連邦と州の共有税(50:50)である。
 2. フランスについては、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、これを含めると税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。
 3. カナダについては、別途付加税(連邦基本税率(38%)を用いて算出した額から、州法人税額控除(課税所得の10%相当額)を控除した後の額の4%)が課され、これを含めると税率は22.12%となる。
 4. 中国の法人税は、中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。

法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)

(2006年1月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、一部の州・市で、法人所得課税のほか、支払い給与額等に対して課税される場合がある。
4. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率(デュッセルドルフは450%)を乗じて税額が算出される。
5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人経算課税及び職業税(地方税)が課される。
6. カナダの連邦法人税の基本税率は38%であるが、州法人税額控除(課税所得の10%相当額)及び一般法人税額控除(課税所得の7%相当額)が控除されるため、税率は21%となる。なお、付加税は連邦税であり、連邦基本税率(38%)を用いて算出した額から、州法人税額控除を控除した後の額の4%が課される。また、州法人税の税率は業種により異なり、一部の業種では12%となる。
7. イタリアの法人税は連邦税、生産活動税は州税である。なお、生産活動税の課税所得には人件費及び支払利息等が含まれる。
8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。

アジア主要都市の投資関連コストの比較(1)

(単位: 米ドル)

	横浜 (日本)	ソウル (韓国)	北京 (中国)	香港	台北 (台湾)	シンガポール	バンコク (タイ)	ジャカルタ (インドネシア)	マニラ (フィリピン)	クアラルンプール (マレーシア)
賃金 (月額)										
・ ワーカー (一般工)	2,984	1,216~1,714	84~164	920~2,280	770~1,617	455~604	146	131	182	205
・ エンジニア (中堅技術者)	3,871~4,475	1,744~2,208	223~471	1,762~2,678	958~2,575	1,668	316	270	279	790
地価・事務所賃料等 (㎡当たり)										
・ 工業団地購入価格	1,143~1,776	212	55.77~71.87	245	634	72.9~221.63	54.71	35~40	45~50	5.3~10.6
・ 工業団地賃料 (月額)	2.28	0.03	5.61~8.71	—	1.4	4.95~12.50	4.86	3.60~4.10	1.00	—
・ 事務所賃料 (月額)	30.63	46.9	34~40	27.75~48.57	13.59~16.30	34.79~36.06	11.67	22.00~26.00	7.4	9.96~14.21
通信費 (業務用)										
・ 電話架設料	309.06	57.8	29.06	61.24	89.83	17.64	81.46	45.14	64.04	81.86~161.08
・ 電話基本料金 (月額)	21.00	2.41	2.67	16.60	8.83~10.93	7.35	2.43	5.78	23.06	5.28~11.88
公共料金 (業務用)										
・ 電気料金 (kWh 当たり)	0.07~0.08	0.05	0.03~0.12	0.14~0.15	0.05~0.06	0.058~0.098	0.041~0.042	0.04	0.11	0.05
・ 水道料金 (㎡ 当たり)	0.36~3.43	0.01~0.04	0.69	0.59~1.41	0.21~0.34	1.25	0.24~0.51	0.98	0.42~0.47	0.48
税率 (%)										
・ 法人所得税 (国税)	30	13~25	33	17.5	15~25	20	30	10~30	35	28
・ 付加価値税	5	10	17	—	5	5	7	10	10	—
社会保険料 (%)										
・ 雇用者分	厚生年金: 7.144 組合健康: 4.1 介護保険: 0.625 雇用保険: 1.15	国民健康保険: 2.105 雇用保険: 0.45 国民年金: 4.5 産業災害補償保険: 0.81	養老保険: 19.0 医療保険: 9.0 失業保険: 1.5 その他: 1.0~3.2	法定強制退職金 積立金等: 5.0	健康保険: 4.9 労働保険: 5.1	中央積立基金: 13.0	社会保障基金 (健康保険、年金、失業保険) : 5.0	労災保険: 0.24~1.74 年金: 3.7 死亡保険: 0.3 健康保険: 3.0~6.0	社会保障制度: 6.07 被雇用者補償: 0.14	従業員積立基金: 12.0
・ 被雇用者分	厚生年金: 7.144 組合健康: 4.1 介護保険: 0.625 雇用保険: 0.8	国民健康保険: 2.105 雇用保険: 0.95 国民年金: 4.5 産業災害補償保険: 0.81	養老保険: 8.0 医療保険: 2.0 雇用保険: 0.5	法定強制退職金 積立金等: 5.0	健康保険: 1.4 労働保険: 1.3	中央積立基金: 20.0	社会保障基金 (健康保険、年金、失業保険) : 5.0	年金: 2.0	社会保障制度: 3.33	従業員積立基金: 11.0

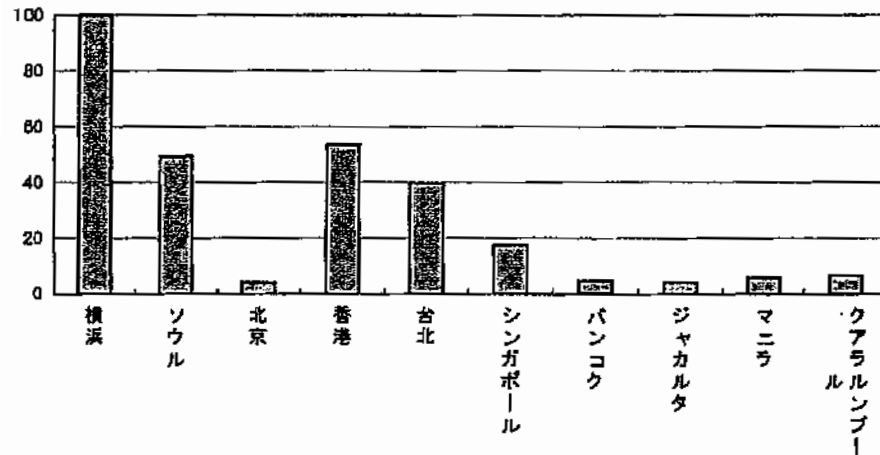
(備考) 税率は 2005 年 1 月現在。

(出所) 税率以外の項目は、日本貿易振興機構「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (2005 年 11 月調査)」による。

アジア主要都市の投資関連コストの比較(2)

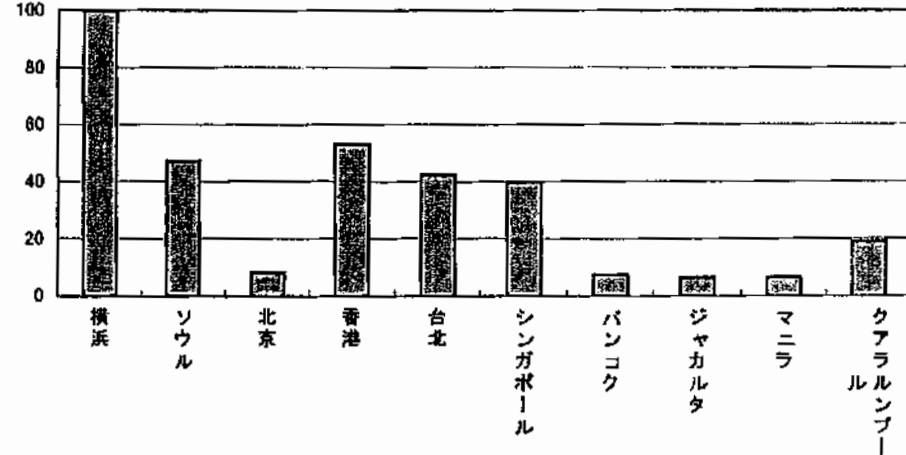
ワーカー(一般工)月額賃金

(横浜=100)



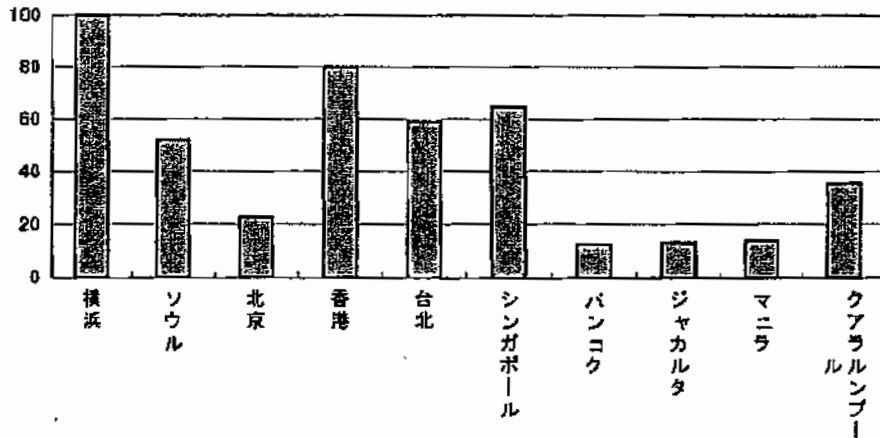
エンジニア(中堅技術者)月額賃金

(横浜=100)



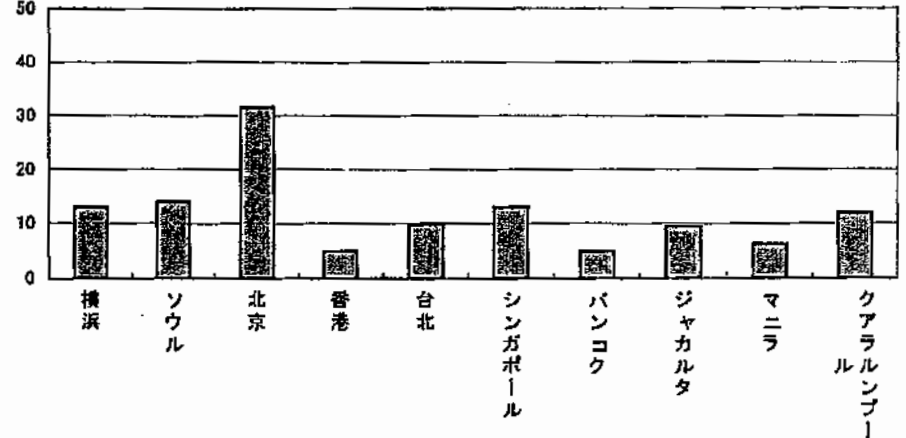
中間管理職(課長クラス)月額賃金

(横浜=100)



社会保障負担率(雇用者負担)

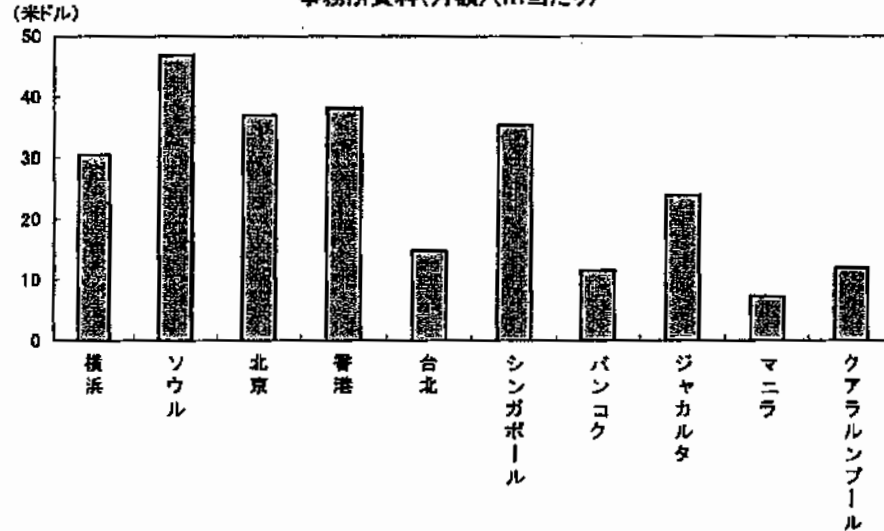
(%)



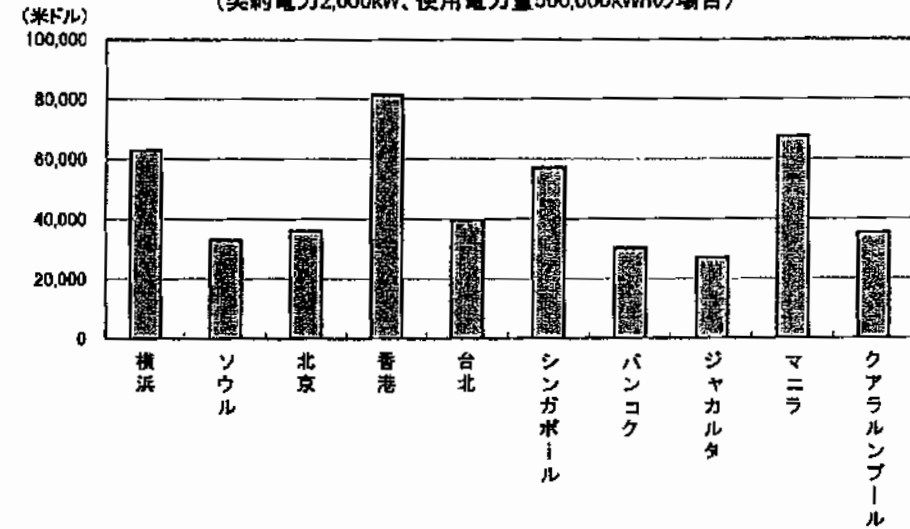
(出所)日本貿易振興機構「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2005年11月調査)」による。

アジア主要都市の投資関連コストの比較 (3)

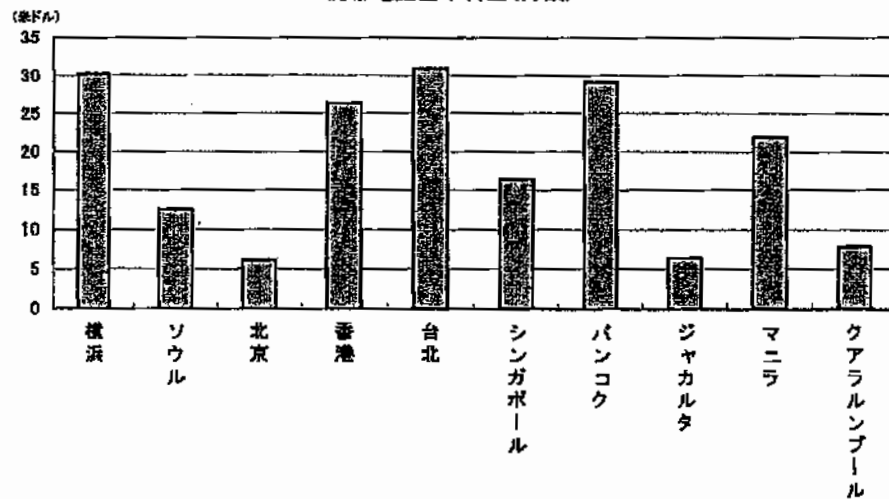
事務所賃料(月額)(㎡当たり)



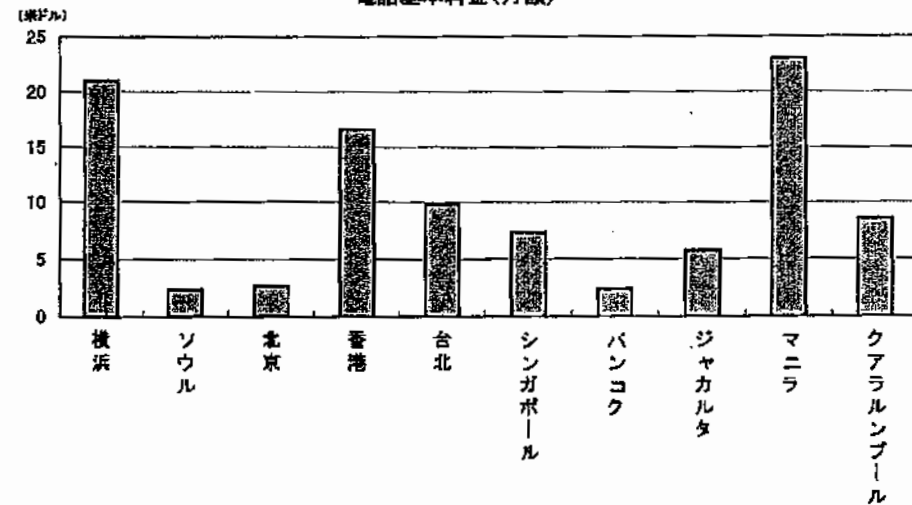
産業用電気料金(月額)
(契約電力2,000kW、使用電力量500,000kWhの場合)



携帯電話基本料金(月額)

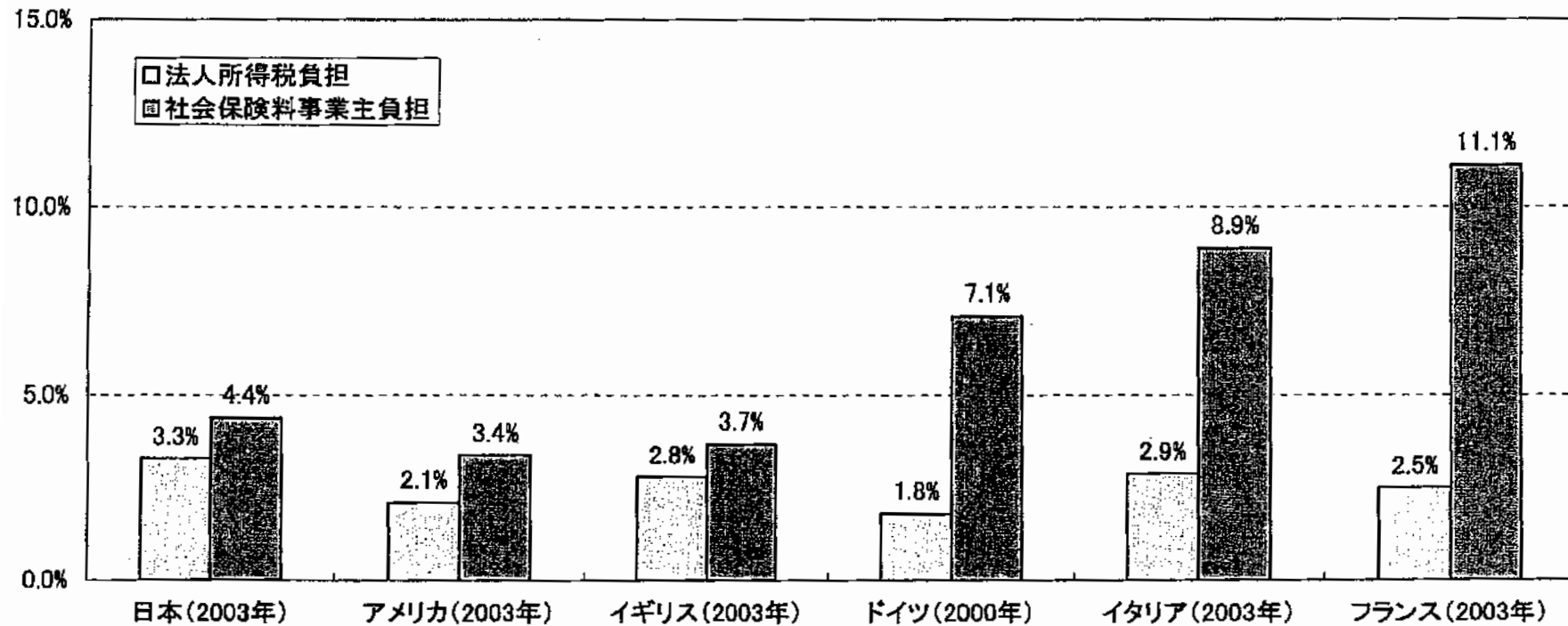


電話基本料金(月額)



(出所) 日本貿易振興機構「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2005年11月調査)」による。

法人税と社会保険料の負担の国際比較

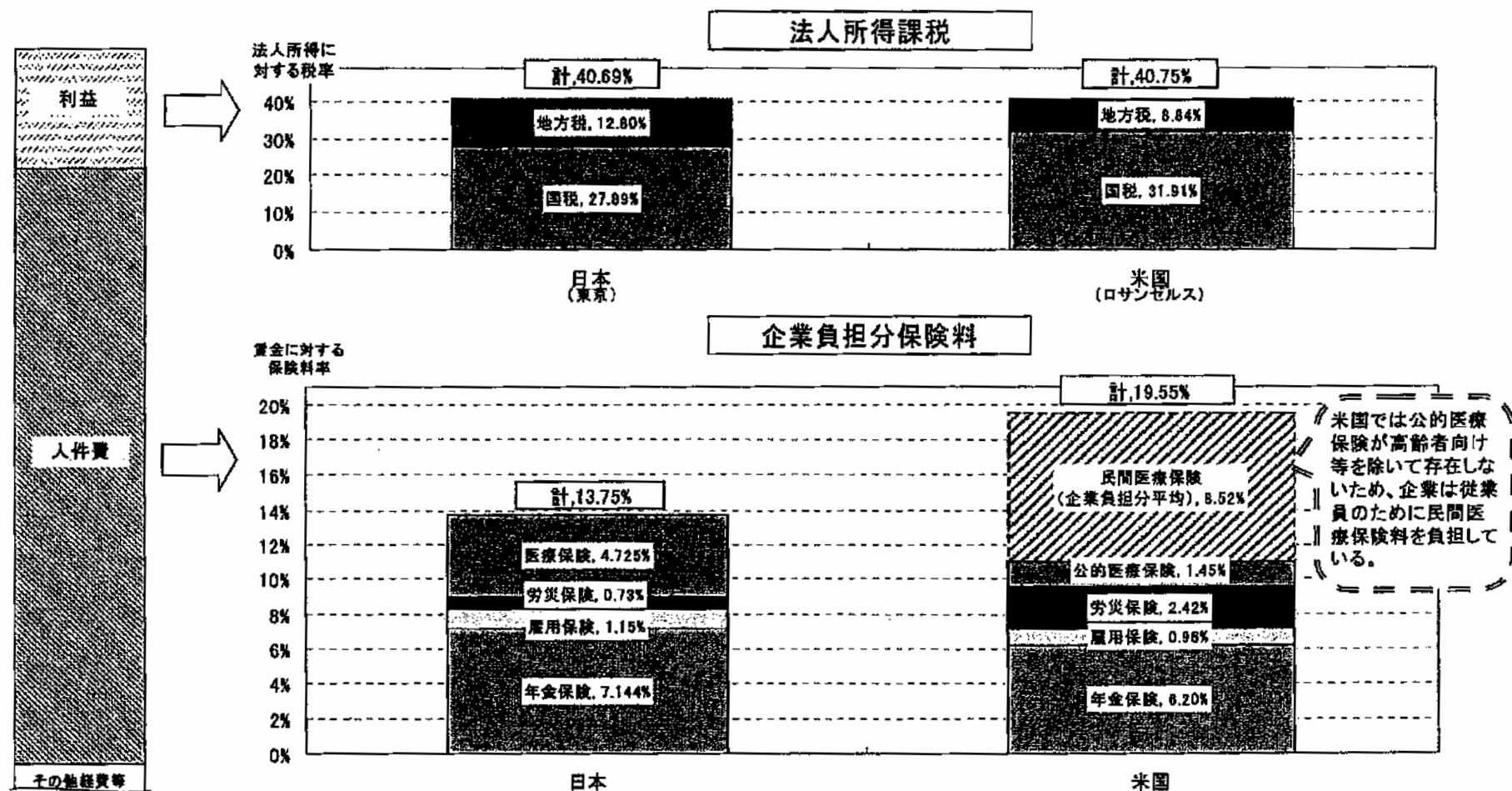


(出所) OECD「Revenue Statistics 1965-2004-2005 Edition」

(備考) 法人所得税、社会保険料事業主負担をそれぞれ名目GDPで割った数値を国際比較したもの

法人所得課税及び保険料に係る企業負担の日米比較

(2006年1月現在)



(参考)法人企業統計(2004年度)によれば、日本企業の税引前利益と人件費の比率は 1 : 5.80。一方、米国税務統計(2002年)によれば、米国企業の課税所得と人件費の比率は 1 : 4.36。

(注1)法人所得課税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整している。

(注2)日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。

(注3)日本については、①年金保険は厚生年金保険、②医療保険は政府管掌健康保険(介護保険含む)、③雇用保険は農林水産業、清酒製造業及び建設業以外に適用される保険料率、④労災保険料については平均値、である。

(注4)米国については、①年金保険は老齢・遺族・障害年金保険(OASDI)、②公的医療保険は高齢者医療保険(メディケア)、③雇用保険、労災保険及び民間医療保険は、米労働省の労働統計“National Compensation Survey”に基づき、保険料コストを給与等に係るコストで除することにより算出した数値、である。

法人税の課税対象となる法人数（未定稿）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法人税の課税対象となる法人数	257.2 万社 (2004 年度)	211.2 万社 (2002 年)	127.0 万社 (2003 年度)	71.6 万社 (1998 年)	121.6 万社 (2004 年)

(参考)					
G D P	496.2 兆円 (100) (注3)	1,237.5 兆円 (249)	221.3 兆円 (45)	296.6 兆円 (60)	217.2 兆円 (44)

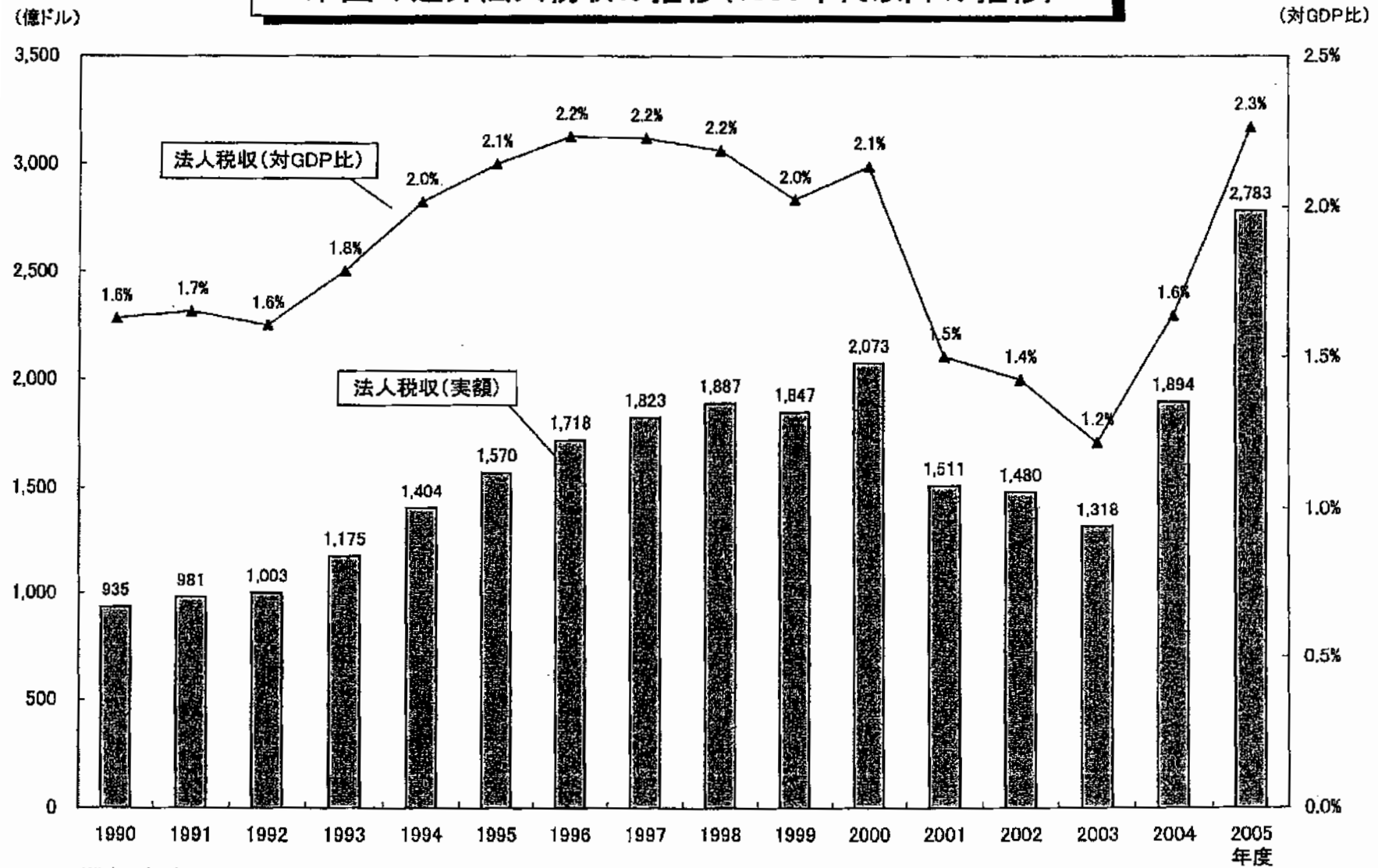
(注1) 法人税の課税対象となる法人数は、日本は内国普通法人数(清算中の法人等を除く。)、アメリカは税法上の法人の申告書提出数のうち構成員課税を選択した S 法人を除いた数、ドイツは法人税申告書提出数による。

(注2) 日本のGDPは内閣府『国民経済計算』による 2004 年度の数値、諸外国のGDPは OECD “National Accounts 1992-2003”による 2003 年の数値。

(注3) ()内は日本を 100 とした場合の指数。

(注4) 邦貨換算レートは、1 ドル＝113 円、1 ポンド＝201 円、1 ユーロ＝137 円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 17 年(2005 年)6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値)。

米国の連邦法人税収の推移(1990年代以降の推移)



(備考)データは、2007年度予算教書に基づく。なお、連邦の会計年度は10月/9月である。

平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 17 年 11 月
税 制 調 査 会

二 主要な課題

2. 法人課税

法人税率については、既に他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況にはなく、また、国際競争力維持の観点を踏まえれば、当面、現在の水準を維持することが適当である。

減価償却制度の意義及び概要

〔意義〕

期間損益を適正に計算するために、固定資産の取得価額を使用期間に応じて費用配分する。

〔制度の概要〕

減価償却費として損金経理した金額のうち、法人が選定した償却方法により、法定耐用年数に応じて計算した償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。

(1) 減価償却の方法

① 有形減価償却資産

- ・ 建物 定額法
- ・ 建物以外 原則として定額法又は定率法

② 無形固定資産（鉱業権及び営業権を除く） 定額法

③ その他（鉱業権…定額法又は生産高比例法、営業権…均等償却、生物…定額法、国外リース資産…リース期間定額法）

（備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度、陳腐化償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。

(2) 毎期の償却限度額の計算

- ① 定額法 $(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{定額法の償却率}$ (注) 有形減価償却資産の残存価額は、取得価額の10%相当額
- ② 定率法 $(\text{取得価額} - \text{償却累計額}) \times \text{定率法の償却率}$
- ③ その他

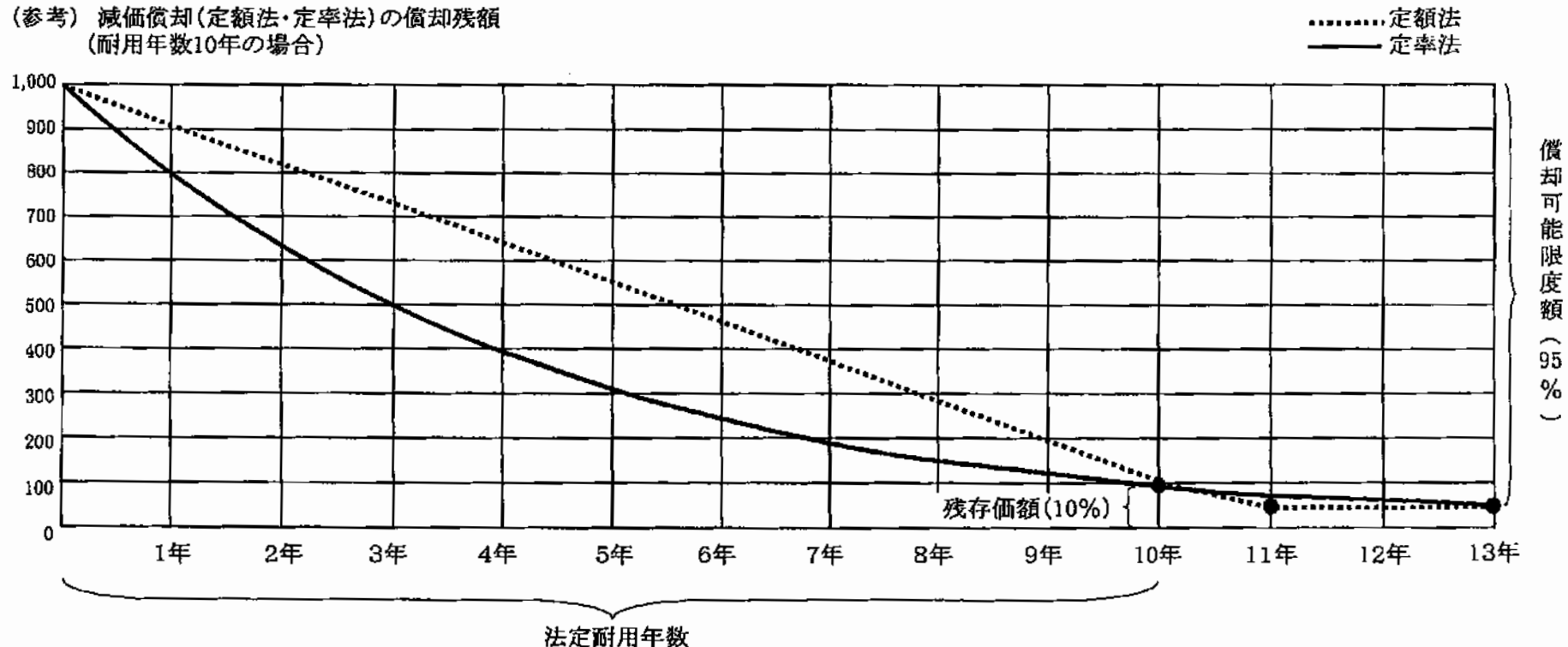
(3) 償却可能限度額

原則として有形減価償却資産の場合には取得価額の95%まで償却することができる。

減価償却の方法

- ① 定額法…………… その取得価額から残存価額(原則として取得価額の10%)を控除した金額に、その償却費が毎年均等になるように、その耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額とする方法。
- ② 定率法…………… その取得価額(次回以降はその取得価額から既に行った償却費の累計額を控除した金額)に、その償却費が毎年一定の割合で逓減するように、その耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額とする方法。

(参考) 減価償却(定額法・定率法)の償却残額
(耐用年数10年の場合)



主要国の減価償却方法の概要（未定稿）

（2006 年 1 月現在）

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
償却方法	建 物	定額法	定額法	定額法 〔事務所、店舗等 は償却不可〕	定額法	定額法
	機械装置	定額法・定率法選択	原則 150%定率法又 は 200%定率法(注2) 但し、定額法の選 択が可能	定率法	定額法・定率法選択 但し、定率法の場合定額法の償却率の 2 倍又は 20%のどちらか低い方を限度	原則定額法 但し、償却期間が 3 年以上にわたる一定の機械、設備等について定率法を選択可能
償却期間	建 物 (注1)	21～50 年	27.5 年又は 39 年	定額法(4%)で償却 (償却期間が定められているわけではない)	定額法(3%)で償却 (償却期間が定められているわけではない)	通常一般に使用される期間
	機械装置	2～25 年	3～20 年	定率法(25%)で償却 (償却期間が定められているわけではない)	3～33 年	
償却可能限度額		95%	100%	100%	100%(注3)	100%
残存価額		10%	なし	なし	なし	なし

（注1）建物は鉄筋コンクリート造の場合。

（注2）アメリカの 200%定率法(150%定率法)とは、耐用年数に対応する定額法の償却率の 2 倍(1.5 倍)又は、残存償却期間に対応する定額法の償却率のうちいずれか高い方を適用する制度である。

（注3）ただし、備忘価額 1 ユーロ。

機械・装置の使用年数

146 設備区分に関する調査結果（製造業を中心とする 530 社を対象）

・平均法定耐用年数（注）：10.1年

（注）設備区分毎の法定耐用年数の平均であり、資本的支出等は含まない。

・平均使用年数：16.5年



約1.6倍

（出所）平成18年3月新経済成長戦略中間とりまとめ（産業構造審議会新成長政策部会）

平成 18 年度税制改正大綱（抄）

平成 17 年 12 月 15 日
自 由 民 主 党
公 明 党

第三 検討事項

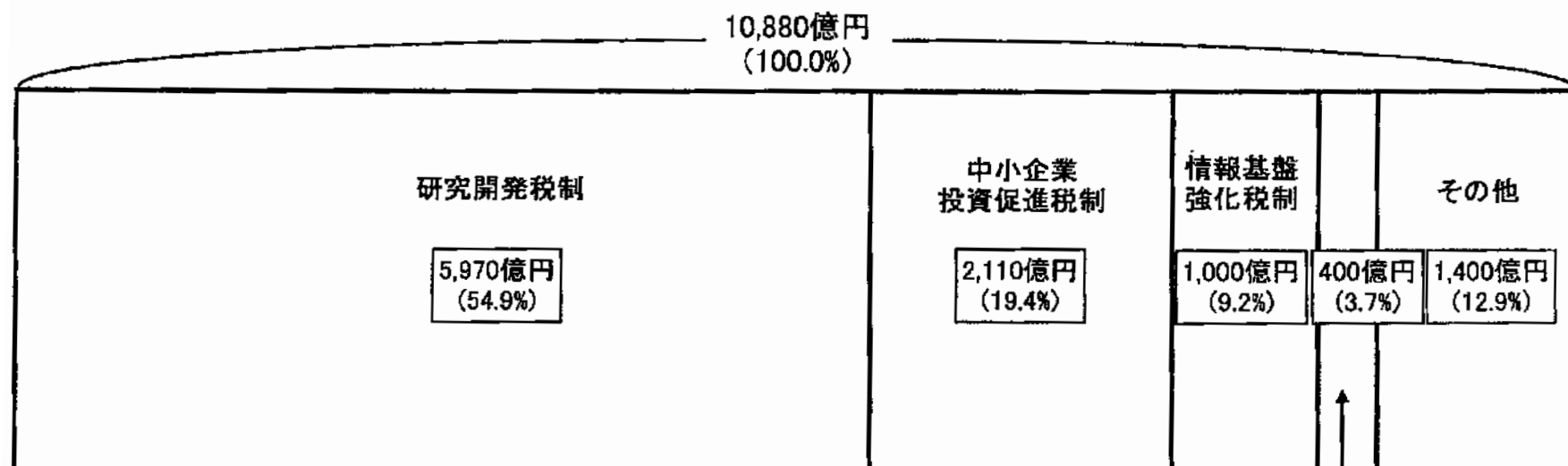
- 9 減価償却制度は費用と収益を対応させる観点から設けられているものであるが、最近の償却資産の使用の実態や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、税制の抜本的改革と合わせ、総合的に見直しを検討する。

企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項 目 数		
3	82 件	3 件	23 件	1 件	80 件
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80
13	80	2	32	0	78
14	78	10	24	8	76
15	76	5	27	4	75
16	75	4	22	0	71
17	71	5	25	2	68
18	68	7	13	3	64

(注) 上記の計数は、企業関係租税特別措置（増収効果のあるものを除く。）についてとりまとめたものである。

企業関係租税特別措置による減収額（10,880億円）の内訳（平成18年度ベース）



少額減価償却資産の
取得価額の損金算入の特例

その他（1,400億円）の内訳

・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	280億円
・ 異常危険準備金	190億円
・ 原子力発電施設解体準備金	160億円
・ 教育訓練費の額が増加した場合の税額控除	140億円
・ 新幹線鉄道大規模改修準備金	100億円
・ その他（14項目）	530億円

平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 17 年 11 月

税 制 調 査 会

二 主要な課題

6. 租税特別措置等の整理合理化

租税特別措置・非課税等特別措置を講ずるに当たっては、これまでの答申で指摘しているとおり、既存の措置について大胆な整理合理化を進めつつ、競争力向上等の構造改革や経済社会の活性化を進めるために真に有効な措置に集中・重点化していかなばならない。

近年の主な法人税制改正の動向

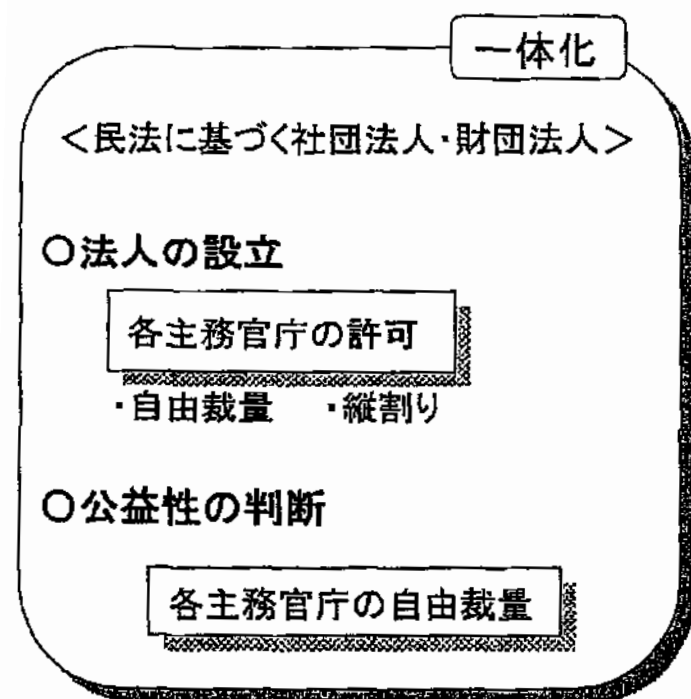
		平成7年度～平成10年度 (1995年～98年)	平成11年度 (99年)	平成12年度 (00年)	平成13年度 (01年)	平成14年度 (02年)	平成15年度 (03年)	平成16年度 (04年)	平成17年度 (05年)	平成18年度 (06年)
法人 税 改 正 内 容	法人税率 (基本税率)	10 法人税率の引下げ 37.5 ⇒ 34.5%	○法人税率の引下げ 34.5 ⇒ 30%							○負担軽減法廃止に伴う法人税率の特例の本則化
	課税ベース等	10 適正化(賞与引当金の廃止等、減価償却の見直し等)		○金融商品に対する時価評価等の導入		○適正化(退職給与引当金の廃止、受取配当等の益金不算入制度の見直し等)	○研究開発、設備投資減税の集中・重点化 ○中小企業関連税制の充実	○欠損金の繰越期間の延長	○企業再生関係税制の整備	○政策税制の整理 ○中小企業関連税制の充実(同族会社の留保金課税の見直し等)
	企業組織関連		○株式交換等に係る課税の特例の創設		○企業組織再編税制の創設	○連結納税制度の創設		○連結付加税の廃止		○企業組織再編税制に株式交換等を追加
備 考	税調答申等	7 平成8年度改正答申 8 法人課税小委員会報告		○わが国税制の現状と課題		○あるべき税制の構築に向けた基本方針	○少子・高齢社会における税制のあり方		○新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方	
	商法等・企業会計	9 持株会社設立の解禁	○連結財務諸表制度の抜本的見直し ○株式交換・株式移転制度の導入	○金融商品に対する時価評価の導入 ○退職給付会計の導入	○会社分割法制の創設					○会社法の施行

公益法人制度改革のポイント

- ・「民間が担う公益」を我が国社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進
- ・公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し

（現行公益法人制度）

- ◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
法人の設立と公益性の判断が一体化

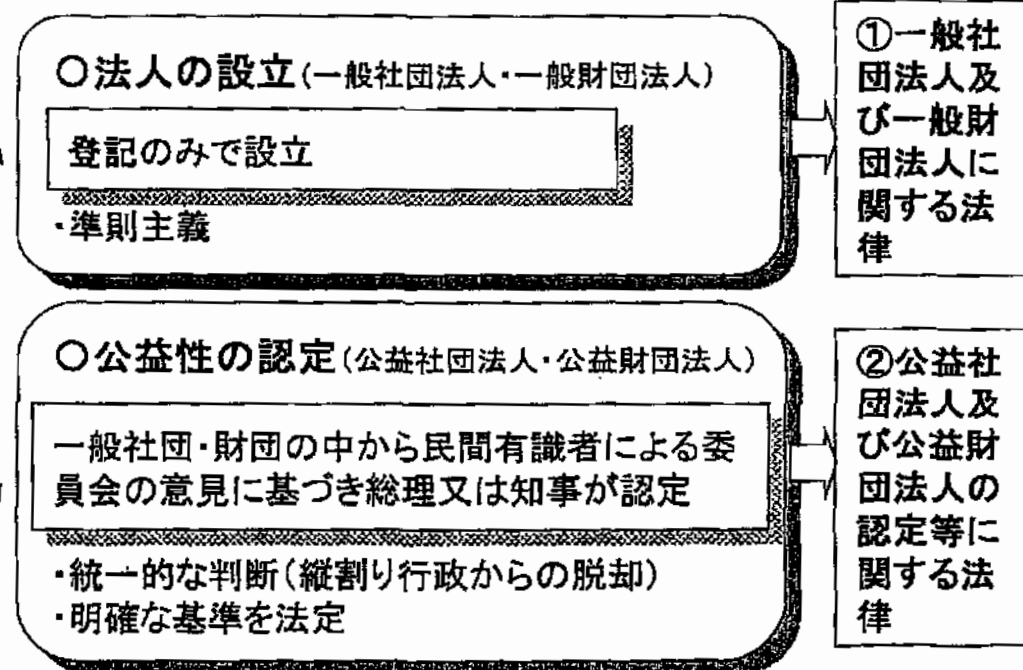


（新たな制度）

- ◎主務官庁制・許可主義の廃止
法人の設立と公益性の判断を分離



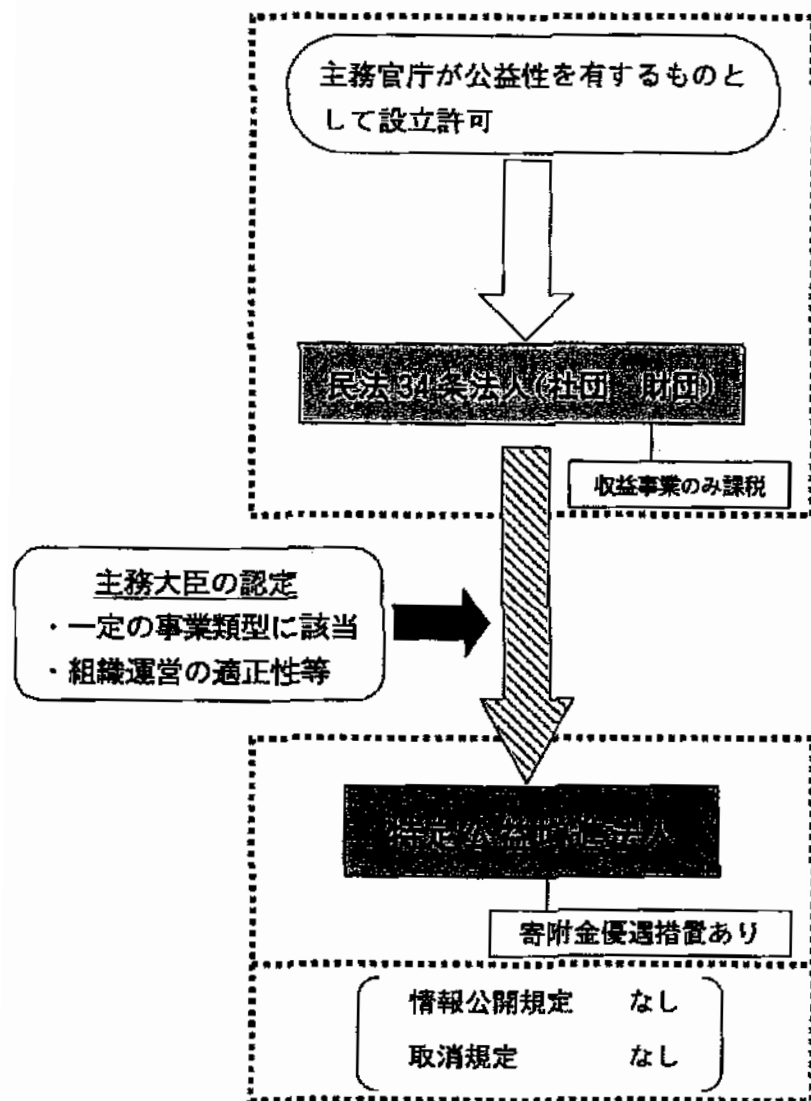
分離



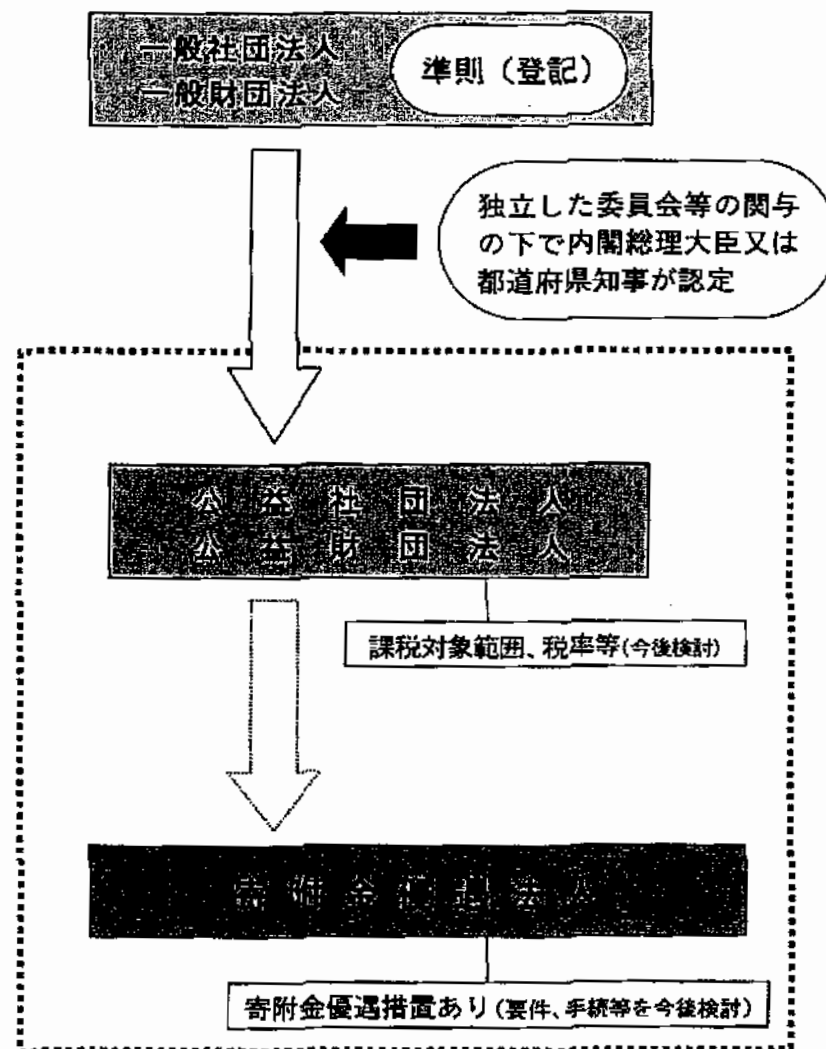
◎施行は平成20年度中（委員会の組織等に関する部分は先行して施行）。現行公益法人の移行期間は5年を予定

公益社団法人等に関する課税及び寄附金税制の基本的枠組み（イメージ）

【現 行】



【新制度イメージ】



新制度施行（平成 20 年度中）までの間に税制上の措置

新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（概要）

[平成 17 年 6 月 17 日 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税WG]

背景(わが国経済社会の構造変化等)

- 少子高齢化の進展、右肩上がり経済の終焉、社会の多様化の進行といった構造変化が進む中、きめ細かな社会ニーズに対応し得る柔軟で厚みのある社会システムを再構築し、「民間が担う公共」の領域を拡充していくことが重要。
- ― 民間非営利部門をわが国の経済社会システムの中に積極的に位置づけ、国民が民間非営利活動に参加するためのインフラ整備のため「新たな非営利法人制度」の制度化を検討（公益法人制度改革）。
 - （注）公益法人制度改革により制度化される新たな非営利法人制度
 - ・ 準則主義（登記）により設立できる一般的な非営利法人制度を創設
 - ・ 主務官庁制を抜本的に見直し、公益性判断を中立的に行えるよう、内閣に民間有識者からなる「第三者機関」を設け、その意見に基づき、一般的な非営利法人について公益性を判断する仕組みを創設。
 - ・ 中間法人制度は廃止。NPO法人等は引き続き存続。
- ― 寄附文化を育み、「民」が「公共」の領域に深く関与するチャンネルを構築する必要。

基本的な考え方

- 公益法人制度改革を契機に、「あるべき税制」の一環として、「新たな非営利法人制度」とこれに関連する税制を整合的に再設計し、寄附金税制の抜本的改革を含め、「民間が担う公共」を支えるための税制の構築を目指す。（官から民へ）

非営利法人に対する課税のあり方等

- 「公益性を有する非営利法人」に対する課税
 - 「第三者機関」による適切な公益性判断や事後チェックの仕組みを前提に、「公益性を有する非営利法人」について、「第三者機関」による公益性の判断をもって法人税法上の公益法人等として取り扱う方向で検討。
 - その課税上の取扱いは収益事業課税（営利法人と競合関係にある事業のみに課税）とする方向で検討。
 - （注）学校法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人等の課税上の取扱いは、当面現行どおりとする。
 - 公益性判断が取り消された場合、税制優遇措置により蓄積された財産に対する課税等を検討。
- 「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人に対する課税
 - 「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」（例：同窓会）の場合、会員からの会費について非課税とする方向で検討。
 - 「公益性を有する非営利法人」でもない非営利法人は営利法人と同等の課税とする方向で検討。

公益法人等に共通する課税上の諸論点

- 公益法人等の課税対象所得の範囲（収益事業課税方式：現行 33 業種に限定）
 - 実態を踏まえ、収益事業の範囲を根本的に洗い直し、その範囲の拡大等を検討。
- 軽減税率及びみなし寄附金制度（税率：22%、みなし寄附金の損金算入枠：所得の 20%）
 - 課税の適正化等の観点から検討（税率については営利法人との格差縮小の方向で検討）。
- 利子・配当等の金融資産収益に対する課税
 - 実態等を十分踏まえつつ、適切な課税のあり方について検討。

寄附金税制のあり方

- 国税における寄附金税制
 - ・ 寄附金優遇の対象法人の範囲等
 - 「第三者機関」の判断により「公益性を有する非営利法人」とされれば、税制上、基本的に寄附金優遇の対象法人として取り扱う方向で検討。
 - ― これに併せ、寄附金に関する事項についての情報公開の仕組みや、寄附金の使途の適正性の確保や寄附金税制の不正利用防止のための仕組み等を検討。さらに公益性判断が取り消された場合の寄付金優遇の対象法人としての資格の取消し等の仕組みも検討。
 - 認定NPO法人の認定基準のあり方についてNPO法人の実態に即したものとよう検討。
 - 寄附金優遇の適用期間（現行原則 2 年）について、申請手続きの事務負担等に配慮し現行よりも長めに設定する方向で検討。
 - ・ 寄附金控除等
 - 寄附金控除（所得税）：控除限度額（総所得の 30%）について拡充の余地があるか検討。適用下限額（現行 1 万円）について寄附金税制の充実の必要性の観点から踏まえ、そのあり方を検討。
 - 寄附金損金算入限度枠（法人税）：公益目的の寄附金に係る損金算入枠について拡充する方向で検討。他方、一般寄附金について、その利用実態を見極めつつ、縮小する方向で検討。
 - 相続財産の寄附に係る非課税措置：「第三者機関」による公益性の判断をもって非課税とできるよう制度を見直す方向で検討。
- 地方税（個人住民税）における寄附金税制
 - 地域に密着した非営利法人等については、地方公共団体が条例などにより独自に寄附金控除の仕組みを構築できるよう見直す方向で検討。適用下限額（現行 10 万円）についても、大幅に引き下げる方向で検討。

公益活動等に対する寄附金に関する税制（国税）の概要（現行）

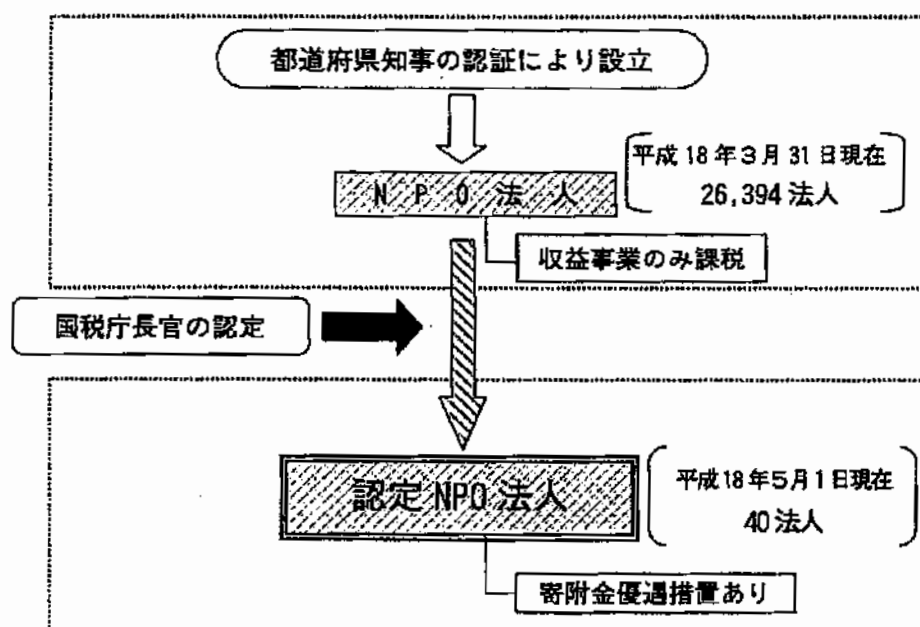
寄附金の 区分 寄附を した者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ・公立高校 ・公立図書館 ※義援金 など 〕	指 定 寄 附 金 〔 ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 〔 ・日本赤十字社などの特殊法人 ・民法 34 条法人のうち科学技術 の試験研究や学生に対する学 資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など 〕	認定NPO法人 に対する寄附金 〔 特定非営利活動を行う法人 （NPO法人）のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの 〕
所 得 税	「寄附金（※）－5千円」を所得から控除 ※ 総所得の 30%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金（注1）とは別に、以下を限度として損金算入 （所得金額の 2.5%＋資本金等の額の 0.25%）× 1/2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

- （注）1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外の
もので（所得金額の 2.5%＋資本金等の額の 0.25%）× 1/2 を限度として損金算入される。
2. 個人が法人に対して土地等の資産を贈与した場合には、通常、資産の譲渡があったものとみなして所得税が課税されるが、公益の増進に著しく寄与
する公益法人等に対する贈与等で、国税庁長官の承認を受けたものは非課税。
3. 公益法人、NPO法人に贈与又は遺贈した財産については、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除いて相続税又
は贈与税は課税されない。

認定 NPO 法人制度の概要（現行）

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたものを「認定 NPO 法人」として、これらの法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金について、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。

〔NPO 法人（特定非営利活動促進法に基づくもの）〕



（注） 認定期間は 2 年

認定 NPO 法人の認定基準（概要）

- 広く一般から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること
（いわゆるパブリック・サポート・テスト）

$$\frac{\text{寄附金、助成金、国の補助金等}^{法1} \text{、会費}^{法2}}{\text{総収入金額（寄附金、助成金、会費、事業収入等）}} \geq \frac{1}{5}$$

（注 1） 法人の選択で、分母・分子に含めないことができる。

（注 2） 寄附金の性質を有する会費及び一定の要件を満たす社員の会費

なお、小規模法人については、簡易な計算式を選択可能

- 広く一般を対象とした活動を行っていること（会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと 等）
- 適切な情報公開（収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出した寄附金に関する事項等を記載した書類等を閲覧させること等）
- 事業内容の適正性（役員等の特定の者に特別な利益を与えないこと等）
- 運営組織の適正性（役員や社員のうちその親族が占める割合が一定以下であること等）

認定 NPO 法人数の推移

（平成 18 年 3 月末現在）

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
認定法人数	3	9	10	9	10
新規申請件数	11	12	19	29	31

18 年 5 月 1 日現在 認定法人数
40

(参考) 認定NPO法人の制度の改正の経緯

◎制度の施行(平成13年10月～)

【参考】制度創設時のパブリック・サポート・テスト(以下PST)の算式

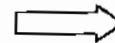
$$\frac{\text{寄附金、助成金、(寄附金の性質を有する)会費}}{\text{総収入金額(寄附金、助成金、会費、事業収入等)}} \geq \frac{1}{3}$$

(注1) 分子には、役員又は社員から受け入れた寄附金は含めない。

(注2) 分母・分子には、一者から受け入れた寄附金で、年間の合計額が3,000円未満(寄附金最低金額)のものは含めない。
など

◎認定要件の緩和(平成14年度改正)

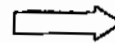
- PSTの計算において、役員又は社員から受け入れた寄附金についても、他の寄附金と同様の取扱いに



役員又は社員からの寄附金とその相当部分であるという寄附金収入の実態に配慮

◎認定要件の緩和・みなし寄附金制度の導入(平成15年度改正)

- 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間に限り、PSTの割合を引下げ
1/3以上 ⇒ 1/5以上



NPO法人制度自体が施行後の年数も浅く、財政基盤が脆弱なNPO法人が多いという現状に配慮

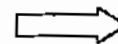
- 認定NPO法人について、公益法人と同様の「みなし寄附金」制度を導入(寄附金の損金算入限度額を所得金額の20%(改正前2.5%)に拡大)。



収益事業から生ずる所得をNPO活動に活用するNPO法人を支援

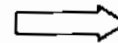
◎認定要件の緩和、申請手続の簡素化(平成17年度改正)

- PSTについて、直前2事業年度等の平均により算定



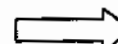
寄附金収入の実態に配慮

- 共益的活動の制限に係る要件の緩和



いわゆるネットワーク型NPO法人等の活動実態に配慮

- 申請書類及び報告書類の一部廃止



手続きの簡素化

認定NPO法人制度に関する18年度改正のポイント

認定要件の緩和

○ パブリック・サポート・テスト（PST）の見直し

- | | | |
|----------------------------------|---|------------------------|
| ・ 分子に算入される会費の範囲を拡大する。 | ⇒ | NPOへの主体的参加に配慮 |
| ・ 国等の補助金を分子・分母に算入できることとする。 | ⇒ | 国等とのパートナーシップの促進 |
| ・ PSTの基準を1/5（本則1/3）とする特例を2年延長する。 | ⇒ | 財政基盤が脆弱なNPOが多いという現状に配慮 |

○ 情報公開に関する見直し

- | | | |
|--------------------------|---|----------|
| ・ 閲覧対象となる寄附者を役員・社員に限定する。 | ⇒ | 寄附の促進 |
| ・ 一般従業員の個別給与の閲覧を廃止する。 | ⇒ | 個人情報への配慮 |

平成 18 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 17 年 11 月
税 制 調 査 会

二 主要な課題

2. 法人課税

公益法人制度改革に対応する税制については、本年6月の「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」で示したとおり、「新たな非営利法人制度」の適切な制度設計が税制上の措置を検討する不可欠の前提である。当調査会としては、「新たな非営利法人制度」に関する法案の具体的な内容を踏まえ、改めて税制の具体化に向けた検討を行うこととしたい。